



令和元年第9回総会

会 議 録

期 日 令和元年9月27日

場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

第9回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和元年9月27日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	39	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	40	農地法第5条許可申請について
4	41	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
9月27日	午後3時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第4号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	沖園 強	農業委員
	2番	原田 克子	農業委員
	3番	俵積田 広昭	農業委員
	4番	眞茅 文男	農業委員
	5番	鮫島 裕次	農業委員
	7番	楠 義文	農業委員
	8番	天達 範隆	農業委員
	9番	中原 敬彦	農業委員
会長代理	10番	畑野 真人	農業委員
	11番	篠原 正	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田 正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村 貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原 和英	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

6番 水野 正子 農業委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 下山 健一
主幹兼農地係長 永江 靖博
農地係参事補 前原 光博

午後 3 時30分 開会

議長 令和元年第 9 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員13名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。3 番俵積田広昭委員、4 番眞茅文男委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第39号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は 1 ページになります。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号38号は所有者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号39号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

内訳につきましては、畑が 2 筆で合計2,513㎡です。

以上は農地法第18条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号38号及び39号の 2 件については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号農地法第 5 条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は5件で、所有権の移転に関する申請が4件、使用貸借権の設定が1件です。

整理番号28号。

整理番号28号の申請地は、桜木町〇〇番，畑，200㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員，〇〇〇〇さん，会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在実家住まいであることから，手狭なため，申請地を借り受けて，自己用住宅を建築したい。」とのことです。

申請地は4，5ページに掲載しております。

桜木町の枕崎終末処理場より東側〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種住居地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は200㎡で問題のないものと思われます。

造成については整地のみとし，周囲には既存のブロック積みが施されています。

建物は，高さ5.5mの平屋であり，境界から1m程度控えて建築します。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

続きまして整理番号29号。

整理番号29号の申請地は，立神北町〇〇，畑，336㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員です。

譲渡人は株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん，住宅建築販売業です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在，県営住宅住まいのため，自分の家を持ちたい。」とのことです。

申請地は7ページに掲載しております。

〇〇〇〇から北側道路向かいに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種中高層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は336㎡で問題ないものと思われます。

一般住宅転用にあたり，約30cmの盛土でかさ上げをする計画です。

周囲にはブロック積みが施してありますが，東側の農地境界に，新たにブロックを積みます。

また，隣地の農地所有者からも住宅建築の承諾を得ているところです。

建物は高さ3.7mの平屋であり，周囲農地から1m以上控えて建築します。

なお，申請地は譲渡人が，平成26年8月に建売住宅として許可を受けておりましたが，事情により転用事業が達成できず，旧所有者に土地の返還もできなかったため，土地の所有のみ行なっておりました。今回，譲受人が見つかり，一般住宅とし

て、新たに転用申請するものであり、その旨、顛末書が添付されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

続きまして整理番号30号。

整理番号30号の申請地は、若葉町〇〇番、田、575㎡、〇〇番、田、601㎡、合計1,176㎡です。

譲受人は合同株式会社〇〇〇〇代表社員〇〇〇〇さん、太陽光発電売電事業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職、外1名、です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「発電のために必要な日照が確保できる申請地に、太陽光発電設備を設置するため。」とのことです。

整理番号30号の申請地は、9、10ページに掲載しております。

〇〇〇〇から北側道路向かいに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種住居地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は太陽光発電施設で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は1m掛ける1.7mの太陽光パネル288枚、49.5kwを設置する計画です。

申請地〇〇番において、北側右隅から南側左隅にかけて対角線上に、所有者が設置した地中排水用の暗渠が1本、埋設されておりますが、パネルの土台設置にあたっては、埋設位置を避けて施工するとのことです。

パネル高は1.5mとし、境界より3m以上控えて設置する計画です。

申請地内に、調整池及び畦畔を設置します。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

また、申請地の南側に山口特農維持管理組合が管理する水路が設置されており、当組合より境界から0.5m以上控えること、周囲農地に迷惑をかけないこと、工事着工の際は十分協議し、了解を得るなどの意見書兼申請人による確約書が添付されております。また、農政課とも協議を行なっております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

続きまして整理番号31号。

整理番号31号の申請地は、若葉町〇〇番、畑、1,131㎡です。

譲受人は合同会社〇〇〇〇代表社員〇〇〇〇さん、太陽光発電売電事業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「発電のために必要な日照が確保できる申請地に、太陽光発電設備を設置するため。」とのことです。

整理番号31号の申請地は、9、10ページに掲載しております。

市営犬牟田墓地から北側〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種住居地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は太陽光発電施設で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。計画内容は1m掛ける1.7mの太陽光パネル288枚、49.5kwを設置する計画です。パネル高は1.5mとし、境界より4m以上控えて設置します。周囲はネットフェンスを設置し、南側に調整池を設けます。なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。続きまして整理番号32号。整理番号32号の申請地は、妙見町〇〇，畑，414㎡です。譲受人は〇〇〇〇さん，会社員です。譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。転用目的は一般住宅です。申請事由は、「現在借家住まいであるため，申請地を取得の上，住宅を建築したい。」とのことです。

申請地は，13ページに掲載しております。妙見町，瀬崎機械より東側〇〇mに位置します。農地の区分は10ha以上の集団性があるため，第1種農地と判断されますが，申請地周辺には住宅が点在しており，申請地の55m以内に既存住宅が3戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており，致し方のない申請ではないかと思われまます。転用目的は，一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。計画面積は414㎡で問題のないものと思われまます。一般住宅への転用にあたり，境界には型枠ブロック積を施します。建物の高さは5.1mの平屋であり，農地境界より1m以上控えて建築します。そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。以上で議案の説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。まず，整理番号28号及び29号の2件について，鮫島委員お願いいたします。

5番（鮫島委員） 9月17日に天達農業委員，桑原推進委員，有村推進委員，事務局の前原さんと現地確認を行いました。まず整理番号28号について報告いたします。立会人は申請者代理の〇〇行政書士です。28号の申請地は，事務局の説明にありますとおり，桜木町に位置する農地です。転用目的は一般住宅です。申請地の北側及び西側は耕作放棄された畑，東側及び南側は市道です。周囲には，既存のブロック積みが施され，周辺土地へ土砂雨水の流出を防止します。建物は平屋であり，境界から控えて建築し，日照通風等支障を及ぼす恐れはあり

ません。

隣地の土地所有者から住宅建築の承諾を得ているとのこと。

雨水については、南側側溝へ処理します。

生活排水も南側の市道に埋設されている下水道管へ排水します。

そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。続きまして、整理番号29号について報告いたします。

立会人は申請者代理の〇〇行政書士です。

申請地は、事務局の説明にありましており立神北町に位置する農地です。

転用目的は一般住宅です。

申請地の北側は宅地、西側は道、東側は畑です。

東側農地境界には、ブロック積みをし、その他の周囲にはブロック積みが施されてあり、周辺農地へ土砂雨水が流出するのを防止します。

雨水については南側の側溝へ排水します。

生活排水も南側の市道に埋設されている下水道管へ排水する計画です。

建物は平屋であり、境界から控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

なお、敷地内に雑草が茂り、道路へのはみ出しが見られましたので、草刈り等、適正な管理を行うよう指導したところであります。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上で報告を終わります。

議長 次に、整理番号30号から32号までの3件について、天達委員お願いいたします。

8番（天達委員） 整理番号30号について報告いたします。

立会人は申請者代理の〇〇行政書士です。

30号の申請地は、事務局の説明にありましており若葉町に位置する農地です。

申請地の北側は里道を挟んで、同時申請の整理番号31号の土地、西側及び南側は道、東側は原野です。

申請地〇〇番において、排水用の暗渠が埋設されておりますが、埋設位置を避けて施工することから、排水管に影響を及ぼす恐れはありません。

パネル高は1.5mとし、境界より控えて建築するなど、日照通風等支障を及ぼさないように計画しております。

申請地内に、調整池及び畦畔を設け、周辺へ土砂雨水の流出を防止するよう措置します。

雨水については、埋設している既存の暗渠管及び南側の側溝へ放流する計画です。被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。続きまして、整理番号31号について報告いたします。

立会人は30号と同じく〇〇行政書士です。

31号の申請地は、30号の北側に位置する若葉町の農地です。

申請地の北側は非農地判断された農地、東側及び西側は原野、南側は里道を挟ん

で同時申請の整理番号30号の土地並びに宅地です。

パネル高は1.5mとし、境界より控えて設置する計画で、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水は、南側に調整池を設け、西側の側溝へ放流する計画です。

そのほか被害防除計画並びに資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号32号について報告いたします。

立会人は申請者の〇〇さんです。

32号の申請地は、事務局の説明にありましており妙見町に位置する集団的な農地です。

申請地北側及び西側は畑、東側及び南側は道です。

境界には型枠ブロック積みを施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

建物は平屋であり、農地境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、東側市道側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後、東側市道側溝に排水する予定です。

そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

3番（俵積田広昭委員） 30号と31号の周辺図の地図を見ると、田んぼと畑になっていますが、現況は今、畑になっているんですか。すごい原野になっているはず。

議長 調査員のほうから説明をお願いします。

8番（天達委員） 30号につきましては、2、3年くらい前まで田んぼを作っていたかなと思われるくらいの荒地でございました。

32号につきましてはツゲの木を植えてありまして、ただ草が生えていて境界がわからない状態でしたが、草払いをして境界が確認できました。

3番（俵積田広昭委員） わかりました。

議長 ほかにはございませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、これをもって質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第5条許可申請の整理番号28号から32号までの5件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第4号議案第41号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は14ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号130号から142号の利用権設定を受ける者、(有)〇〇〇〇外12名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外15名で、設定面積は田が2筆の774㎡、畑が10筆の11,702㎡、樹園地が31筆の57,301㎡、計43筆69,777㎡です。

次に所有権移転です。

整理番号14号、譲渡人は別府西町にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は別府西町にお住まいの〇〇〇〇さんです。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は46㎡です。

整理番号15号、譲渡人は鹿児島市にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は農事組合法人〇〇〇〇です。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は2,885㎡です。

整理番号16号、譲渡人は兵庫県にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は農事組合法人〇〇〇〇です。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は1,976㎡です。

整理番号17号、譲渡人は豊留町にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は豊留町にお住まいの〇〇〇〇さんです。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は2筆合計1,929㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします

お諮りいたします。

日程第4号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号130号から142号まで、並びに所有権移転の整理番号14号から17号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第41号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします

午後3時56分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強 _____

会議録署名委員 俵積田 広昭 _____

会議録署名委員 眞茅 文男 _____